

様式第1号（第3条第1項関係）

届出日は、伐採を開始する日前
90日から30日までの間。

伐採及び伐採後の造林の届出書

記入例
No.4
(皆伐・転用)

令和 4年 6月 2日

森林所有者の住所・氏名・連絡先を記入。
伐採作業を請け負った者は届出人とはなりません。

届出人 住所 豊田市西町3丁目60番地
(伐採する者) 氏名 豊田 太郎
連絡先 0565-31-1212

森林所有者の住所・氏名・連絡先を記入。
造林作業を請け負った者は届出人とはなりません。

届出人 住所 豊田市西町3丁目60番地
(造林する者) 氏名 豊田 太郎
連絡先 0565-31-1212
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

豊田 市 町 大字 ◆◆町 字 ○○ 3番地 他1筆
郡 村

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

複数地番がある場合、「他○筆」と
記入し、別紙①内訳書に全ての筆
を記入してください。

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採する者が複数人にわたる場合

対象地 豊田市◆◆町〇〇4番地
住 所 豊田市足助町宮ノ後 19-5
氏 名 森林 花子
連絡先 0565-62-0602

対象地
住 所
氏 名
連絡先

造林する者が複数人にわたる場合

対象地
住 所
氏 名
連絡先

伐採及び造林する対象地に、届出人と異なる名義の森林がある場合に記入する。

対象地
住 所
氏 名
連絡先

記入例
No.4
(皆伐・転用)

伐採届に関する確認書

記入例
No.4
(皆伐・転用)

1 土地の境界に関すること

ア～ウの当てはまるものにチェックしてください。当てはまらなければ確認方法を記入してください。

伐採区域と隣接する土地の所有者との境界について、下記のとおり確認しました。

- ア 境界杭を新たに設置し、隣接の所有者と境界確認した。
- イ 境界杭等は以前から設置されており、隣接の所有者も同意していることを確認した。
- ウ 境界杭等は設置していないが、現地で隣接の所有者と立ち会って境界を確認した。
- エ その他（ ）

2 届出人の責任に関すること

確認しましたら、チェックを記入してください。

本届出書に記載のある区域での伐採等の行為について、届出人は、下記の事項を十分理解し確認しました。

- 伐採の行為にあたって、林地の保全、落石の防止、土砂及び濁水の流出、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- 伐採中及び伐採後において、本届出に係る行為に起因して土地の崩落や土砂流出等の事案が生じた場合、届出人の責任において、原形復旧及び森林の早期回復に向け対応します。

添付書類一覧

添付書類	添付する書類の例
① 届出人であることを確認できる書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証等）の写し 法人：法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類
② 土地所有権または造林権原があることを確認できる書類	土地の登記事項証明書、固定資産税納税通知書の写しなど
③ 立木を伐採する権原があることを確認できる書類 (届出人が土地所有者でない場合)	立木の売買契約書など
④ 他の行政庁の許認可を受けたことが確認できる書類	許可書の写し、許認可申請状況が分かる書類
⑤ 伐採区域が分かる図面	住宅地図、森林計画図、公図など
⑥ 造成計画等が分かる図面 (土地の形質変更がある場合)	測量図、土地利用計画平面図など

別紙① 内訳書

整理番号	森林の所在場所				伐採の計画						伐採後の造林計画の有無 (有の場合は、造林計画内訳書に記載)	の用途 考			
	区市町村	町名	字	地番	伐採の方法			伐採樹種	伐採年齢	伐採の期間					
					主伐間伐別	伐採種別	伐採率(%)								
													人工林	天然林	伐採面積(ha)
1	豊田市	◆◆町	〇〇	3	0.05	0.04	0.01	主	皆	100	スギ、コナラ	20~50	R4.7.2~R4.9.30	無	駐車場
2	豊田市	◆◆町	〇〇	4	0.07	0.06	0.01	主	皆	100	スギ、コナラ	20~50	R4.7.2~R4.9.30	無	駐車場
3	豊田市														
4	豊田市														
5	豊田市														
6	豊田市														
7	豊田市														
8	豊田市														
9	豊田市														
10	豊田市														
合計	—	—	—	—	0.12	0.10	0.02	—	—	—	—	—	—	—	—

記入例
No.4
(皆伐・転用)

伐採計画書と同じように記入する。

「伐採後の造林計画」列は「無」とし、「伐採跡地の用途」列には、造林計画書と同じように記入する。

別紙② 内訳書

単位:ha

整理番号(別紙①)	伐採後の造林の計画					造林の方法別の造林の計画								
	造林面積 (A+B+C+D)	人工造林による面積 (A+B)	植栽による面積 (A)	人工播種による面積 (B)	天然更新による面積 (C+D)	ぼう芽更新による面積 (C)	天然下種更新による面積 (D)	うち天然更新補助作業の有無	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数(本)	造林の方法別の造林の計画	
													5年後において適確な更新がなされない場合	樹種別の造林面積
1									R10.4.1~ R12.3.31	広葉樹	0.05	150		
2									R10.4.1~ R12.3.31	広葉樹	0.07	210		
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
合計													0.12	360

記入例
No.4
(皆伐・転用)

造林計画書と同じように記入する。

(別添)

記入例
No.4
(皆伐・転用)

表紙に記入した住所・氏名を記入する。

伐採計画書

伐採する者 住所 豊田市西町3丁目60番地
氏名 豊田 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 伐採の計画

伐採面積	0.12 ha(うち人工林 0.10 ha、天然林 0.02 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐)		伐採率 %
	主伐(択伐)		
	間伐		
作業委託先	森林 繁雄		
伐採樹種	スギ、コナラ		
伐採年齢	20~50		
伐採の期間	令和4年7月2日 ~ 令和4年9月30日		
集材方法	集材路(幅員 2 m ・ 延長 10 m)		
	架線	その他 ()	

2 備考

作業を委託する先を記載する。
(実際に木を伐採する作業者)

伐採を開始する日前90日から30日までに届出が必要であるため、例の場合、遅くともR4.6.1までに届け出ること。

記載すること。
(及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、ぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○~○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

記入例
No.4
(皆伐・転用)

表紙に記入した住所・氏名を記入する。

造林計画書

造林する者 住所 豊田市西町3丁目60番地
氏名 豊田 太郎
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha
人工造林による面積 (A+B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C+D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作業 委託先	鳥獣害 対策
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本		
天然更新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)			ha			
5年後において 適確な更新が なされない場合	R10.4.1~ R12.3.31	広葉樹	0.12ha	360本		防護柵

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

駐車場

2 備考

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から5年を経過した時点で転用されていない場合、2年以内に人工造林を行い森林に回復させる必要がある。
(例)伐採計画が、R4.7.2~R4.9.30の場合
伐採終了日(R4.9.30)から5年後に的確な更新がされていないときは、
R10.4.1~R12.3.31の間で人工造林を行う必要がある。